

(三) 請願第九十二号 下甌町瀬々野浦と長浜を結ぶトンネル建設に関する請願

本請願は、慎重な審査を行い採決の結果、起立者なしにより不採択とすべきものと決定した。

①甌島全体としては、現在も蘭牟田瀬戸架橋、青瀬トンネル工事、県道の整備等が進められているが、本請願の瀬々野浦と長浜を結ぶトンネル建設については、四千九百三人の署名があったことを含め、請願の趣旨は十分理解できるものの、現在の事業進捗を踏まえ、時期尚早であると考えられる。については、今後、各種事業の整備状況を見ながら、しかるべき時期がきた際に改めて検討すべきである。

②瀬々野浦と長浜を結ぶ道路は、地域住民にとつての重要な生活道路であることから、既存の道路改良を含め、少しでも安心感の得られるような改善策を検討、実施しながら、必要に応じ、関係機関に対し働きかけるよう努められたい。

所管事務調査

①水道事業の経営に当たっては、先進事例に学びながら、料金等の早期統一、経営の合理化に努められたい。

②指定管理者施設については、市

民サービス向上のため、指定管理者制度の運用方法の見直しも含め、管理体制の在り方を再検討されたい。

③下水道事業の推進に当たっては、企業誘致も視野に入れたインフラ整備として位置付け、各課の横断的な連携を図りながら、今後の下水道事業の導入を検討されたい。

④下水道接続については、引き続き住民との話し合いを行い、積極的な啓発活動に努められたい。

⑤下水道事業の効果的な推進策として、地域全体に浄化槽を設置した方が望ましい場合は、市による浄化槽設置も視野に、新たな効果的手法についても積極的に検討されたい。

⑥南九州西回り自動車道インター周辺は、市の顔ともなるものであり、特定用途制限地域を指定する際は、地元の意向も踏まえ、関係課とも連携を図りながら、地域振興に結びつくよう進められたい。

各特別委員会 報告

各特別委員会は、次の項目について審査を行いました。

議会改革特別委員会

委員長 堀之内 盛良

九月二十四日、十月十九日、十一月四日開催

(一) 一問一答方式の導入について

薩摩川内市議会基本条例第十二条第二項の規定に基づき、議員と市長等との質疑応答における論点・争点を明確にし、市民にとつて分かりやすいものとするため、一問一答方式の導入について審査を行った。

審査の結果、本会議及び委員会すべての質疑・質問において、平成二十二年三月定例会から一問一答方式を導入すべきものとした。新たに導入する一問一答方式は、初回の質問から一問一答で行う方式と、初回の質問は従来の一括質疑・一括答弁で行い、再質問から一問一答で行う併用方式の二つの方式とし、従来の一括質疑・一括答弁方式も含め、三つの方式のいずれで行うかを質問者が選択できるものとした。

また、論点・争点を明確にするため、市長等の発言において、議長又は委員長の許可を得て、質疑・質問の趣旨を確認するための

反問を認めるものとした。

(二) 総括質疑と一般質問の取扱

現在、「総括質疑並びに一般質問」として行っているが、その取扱いについて審査を行った。

審査の結果、委員会中心主義として行っていることから、実情として総括質疑は少なく、また、除斥を要する議案を単独の議題とする必要があるなど手続に留意すべき点があるものの、現時点では、総括質疑と一般質問を分ける必要はないものとした。

十一月四日、二十四日開催

(一) 質問通告の在り方について
薩摩川内市議会基本条例第十二条第二項の規定に基づき、議員と市長等との質疑応答における論点・争点を明確にするため、質問通告の在り方について審査を行った。

審査の結果、質問通告書の記載内容、通告時期等については、これまで以上に改善した事項もあることから、現行のとおり取扱いとするものとした。

なお、質問通告の方法については、通告書持参を原則とするものの、ファックス又はメールでの提出も認めるものとした。